

加古川市こども食堂推進事業実施要綱

令和5年3月22日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、こどもが気軽に立ち寄り様々な人との関わりを通じて自分の居場所と感じられるこども食堂を運営する団体や個人に対し、安定した支援を行うことにより地域のこどもの健全育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に住所を有するおおむね18歳までの者
- (2) こども食堂 こどもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事を取りながら地域住民と相互に交流を行う場所
- (3) ネットワーク会員 加古川市こども食堂届出書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を提出したこどもの食堂に関わる団体又は個人

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は加古川市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切に運営できると認められる事業者に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) こども食堂に関する相談窓口の設置
- (2) ネットワーク会員の相互交流の促進のため、定期的な会議の開催
- (3) こども食堂を継続的に確保するため、新たなネットワーク会員の発掘
- (4) ネットワーク会員を対象とした知識習得等のための研修の実施
- (5) 企業や官公庁への食材等の寄付依頼及びネットワーク会員への配分
- (6) こども食堂に関する情報の収集・発信
- (7) こども食堂に要した経費に対する補助金の支給

(関係機関との連携)

第5条 市及び事業の委託を受けた事業者は、子育て支援に関わる機関との連携を密にし、子ども及び保護者の様子並びに家庭環境等を必要に応じて情報提供を行うものとし、子どもの健全な育成に努めるものとする。

(留意事項)

第6条 事業に従事している者は、子ども食堂の利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

加古川市子ども食堂ネットワーク届出書

年 月 日

区分	新規	変更
----	----	----

運営者情報

名称		
運営団体		
代表者	氏名	
	住所	〒 -
※代表者と同一場合は記入不要 担当者	氏名	
	住所	〒 -
	電話	

開催情報

主な開催場所	加古川市
定員	人
問い合わせ連絡先 電話番号、メール、SNSのIDなど	
料金	子ども 無料 ・ 円 大人 無料 ・ 円 その他（ ）
開催日時 毎月第1月曜日 17時～20時など	
備考 臨時開催の予定日など	
アピールポイント ひとこと	

開催情報はホームページなどで公開させていただきます

裏面に続く

スタッフ名簿

	氏名	住所 (町名まで記入)	ウェルビーポイント利用	食品衛生責任者
例	加古川 一郎	加古川町	○	○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

注 記入欄が足りない場合は、任意の用紙に記入してください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

加古川市長 様

申請者 団体名.....

住 所.....

代表者.....

誓約書

加古川市子ども食堂ネットワーク届出書を提出にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。なお、この誓約に違反したときは、加古川市子ども食堂ネットワークからの除名等の市が行う一切の措置に異議を唱えません。

1. 加古川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
2. 市や市が委託した事業者を経由して寄付を受けた物品や食材を転売等の事業の目的以外のことで使用しないこと。
3. 選挙活動、政治活動及び宗教的活動を行わないこと。
4. 市が委託する事業者が、加古川市子ども食堂ネットワーク届出書に関する書類の授受を行い、また、届出書に記載された情報を保有することに承諾すること。